

平成十一年法律第二百九十二号

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法

目次

- 第一次 総則（第一条～第八条）
- 第二章 役員及び職員（第九条～第十三条）
- 第三章 業務等（第十四条～第十七条の二）
- 第四章 雜則（第十八条～第二十二条）
- 第五章 罰則（第二十三条～第二十四条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。（定義）

第二条 この法律において「生物系特定産業技術」とは、その業務において生物の機能を維持増進し、若しくは利用し、又は生物の機能の発現の成果を得、若しくは利用する事業で次に掲げる業種に属するものに関する技術（基盤技術研究円滑化法（昭和六十年法律第六十五条）第二条に規定する基盤技術に該当するものを除く。）のうち當該事業を所管する省の所掌に係るものであつて、その開発に当たり生物の機能又はその発現の成果の特性に密接に関連する試験研究を必要とするものをいう。

一 農林漁業
二 飲料品製造及びたばこ製造業
三 前二号に掲げるもののほか、その業種に属する事業に関する技術の性格を勘案し、その技術の高度化を図ることが特に必要でかつ適切と認められる業種として政令で定めるもの（名称）

第三条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（研究機構の目的）

第四条 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）は、農業及び食品産業に関する技術（蚕糸に関する技術を含む。以下「農業等に関する技術」といふ。）上の試験及び研究等を行うことにより、（研究機構の目的）

農業等に関する技術の向上に寄与することともに、生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資することを目的とする。

研究機構は、前項に規定するもののほか、種苗法（平成十一年法律第八十三号）に基づき適正な農林水産植物の品種登録の実施を図るための現地調査又は栽培試験を行うとともに、優良な種苗の流通の確保を図るために農作物の種苗の検査並びにばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うことを目的とする。

（国立研究開発法人）

第四条の二 研究機構は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。（事務所）

第五条 研究機構は、主たる事務所を茨城県に置く。

（資本金）

第六条 研究機構の資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

第七条 研究機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

第八条 政府は、前項の規定により研究機構がその資本を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、研究機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、第十五号に掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額を示すものとする。

第九条 政府以外の者は、研究機構に出資しようとする場合は、第十五条第二号及び第三号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資しなければならない。この場合において、当該政府以外の者は、同条第二号及び第三号に掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充るべき金額を示すものとする。（持分の払戻し等の禁止）

第十条 研究機構は、通則法第二条第三項に規定するものとされるとき、副理事長一人及び理事八人以内を置くことができる。

第十一条 研究機構は、理事長の定めるところにより、研究機構を代表し、理事長を補佐して研究機構の業務を掌理する。

第十二条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長（副理事長が置かれているときは、理事長及び副理事長）を補佐して研究機構の業務を掌理する。

第十三条 理事のうちから理事長が指名する者は、第十四条第二項に規定する業務及び同条第三項第一号に掲げる業務について、理事長の定めるところにより、研究機構を代表する。

第十四条 第二項に規定する業務及び同条第三項第一号に掲げる業務について、理事長の定めるところにより、研究機構を代表する。

第十五条 第二項に規定する業務及び同条第三項第一号に掲げる業務について、理事長の定めるところにより、研究機構を代表する。

第十六条 第二項に規定する業務及び同条第三項第一号に掲げる業務について、理事長の定めるところにより、研究機構を代表する。

第十七条 第二項に規定する業務及び同条第三項第一号に掲げる業務について、理事長の定めるところにより、研究機構を代表する。

第十八条 第二項に規定する業務及び同条第三項第一号に掲げる業務について、理事長の定めるところにより、研究機構を代表する。

第十九条 第二項に規定する業務及び同条第三項第一号に掲げる業務について、理事長の定めるところにより、研究機構を代表する。

第二十条 第二項に規定する業務及び同条第三項第一号に掲げる業務について、理事長の定めるところにより、研究機構を代表する。

第二十一条 第二項に規定する業務及び同条第三項第一号に掲げる業務について、理事長の定めるところにより、研究機構を代表する。

第二十二条 第二項に規定する業務及び同条第三項第一号に掲げる業務について、理事長の定めるところにより、研究機構を代表する。

第二十三条 第二項に規定する業務及び同条第三項第一号に掲げる業務について、理事長の定めるところにより、研究機構を代表する。

第二十四条 第二項に規定する業務及び同条第三項第一号に掲げる業務について、理事長の定めるところにより、研究機構を代表する。

第二十五条 第二項に規定する業務及び同条第三項第一号に掲げる業務について、理事長の定めるところにより、研究機構を代表する。

第二十六条 第二項に規定する業務及び同条第三項第一号に掲げる業務について、理事長の定めるところにより、研究機構を代表する。

第二十七条 第二項に規定する業務及び同条第三項第一号に掲げる業務について、理事長の定めるところにより、研究機構を代表する。

第二十八条 第二項に規定する業務及び同条第三項第一号に掲げる業務について、理事長の定めるところにより、研究機構を代表する。

第二十九条 第二項に規定する業務及び同条第三項第一号に掲げる業務について、理事長の定めるところにより、研究機構を代表する。

第三十条 第二項に規定する業務及び同条第三項第一号に掲げる業務について、理事長の定めるところにより、研究機構を代表する。

第三十一条 第二項に規定する業務及び同条第三項第一号に掲げる業務について、理事長の定めるところにより、研究機構を代表する。

2 政府以外の出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、これをもつて研究機構その他の第三者に対抗することができない。

3 出資者の持分については、当該持分が信託財産に属する旨を出資者原簿に記載した後でなければ、当該持分が信託財産に属することを研究機構その他の第三者に対抗することができない。

2 について、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

（業務の範囲）研究機構は、第四条第一項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 農業等に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定、検査（農機具についての検査に限る。）並びに講習を行うこと。

二 家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布を行うこと。

三 試験及び研究のため加工した食品並びにそ造及び配布を行うこと。

四 原蚕種並びに桑の接穗及び苗木の生産及び配布を行うこと。

五 生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託して行い、その成果を普及すること。

六 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第十三条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

四 生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託して行い、その成果を普及すること。

五 試験及び研究のため加工した食品並びにそ造及び配布を行うこと。

六 原蚕種並びに桑の接穗及び苗木の生産及び配布を行うこと。

七 生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託して行い、その成果を普及すること。

八 研究機構は、第四条第二項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 種苗法第十五条の二第一項（同法第十七条の二第六項、第三十五条の三第三項及び第四十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現地調査又は栽培試験を行うこと。

二 農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査を行うこと。

三 ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

五 ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。

六 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

七 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

八 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

九 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十一 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十二 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十三 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十五 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十六 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十七 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十八 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十九 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二十 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二十一 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二十二 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二十三 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二十四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二十五 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二十六 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二十七 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二十八 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

治四十一年法律第四十五号）その他の罰則の適用

これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、農

業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和六年法律第六十号）第十七条に規定する業務並びに林木の品種改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うことができる。
 （株式等の取得及び保有）
第十四条の二 研究機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。
第十五条 研究機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。ただし、第四号に掲げる業務に係る勘定については、第十七条の二第一項の規定により基金を設けた場合に限り、設けるものとする。
 一 第十四条に規定する業務（次号から第四号までに掲げるものを除く。）
 二 第十四条第一項第一号及び第六号に掲げる業務並びに同条第四項（農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律第十七条に規定する業務に係る部分に限る。）に規定する業務（いすれも農機具及び農機具を使用した農作業を効率的に行うのに必要な性状を有する農業資材に係るものに限る。）並びにこれらに附帯する業務（次号に掲げるものを除く。）
 三 第十四条第一項第五号及び第六号（同項第五号に掲げる業務に係る部分に限る。）に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務（次号に掲げるものを除く。）
 四 第十七条の二第一項に規定する基金に係る業務（積立金の処分）
第十六条 研究機構は、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下この項において「中長期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十四条に規定する業務の財源に充てることができる。

第十七条 研究機構は、第十五条第二号に掲げる業務に係る業務上の余裕金については、通則法第三十五条の四第一項に規定する方針によるほか、財政融資資金への預託により運用することができる。
 （基金の設置等）

第十七条の二 研究機構は、主務大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において第十四条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務のうち科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の二第一項に規定する特定公募型研究開発業務として行うものに関する事項を定めた場合には、同項に規定する基金（次項において「基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

政府は、予算の範囲内において、研究機構に對し、基金に充てる資金を補助することができることとする。

（残余財産の分配）

第二十条 研究機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、第十五条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を政府に対し、同条第二号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を各出資者に対し、同条第三号に掲げる

（出資額）

第二十一条 研究機構は、解消した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、第十五条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を政府に対し、同条第二号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を各出資者に対し、同条第三号に掲げる

（主務大臣の発する命令）

第二十二条 この法律及び研究機構に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。
 一 一役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に係る事項（次号に掲げるものを除く。）については、農林水産大臣

第二十三条 第十二条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盜用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

第二十六条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第六条第二項の規定による認可をしようとするとき。

二 第十六条第一項の規定による承認をしようとするとき。

三 第二十二条の規定による認可をしようとするとき。

四 第二十三条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

第二十七条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則
 （職員の引継ぎ等）

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

第二条 研究機構の成立の際現に農林水産省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を發せられない限り、研究機構の成立の日において、研究機構の相当の職員となるものとする。

第三条 研究機構の成立の際現に前条に規定する政令で定める部局又は機関の職員である者のうち、研究機構の成立の日において引き続き研究機構の職員となつたもの（次条において「引継職員」という。）であつて、研究機構の成立の日の前日において農林水産大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三条）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）

三 第十五条第一号及び第二号に掲げる業務に係る事項については、農林水産大臣において次の事項を記載しなければならない。

四 第十五条第三号及び第四号に掲げる業務であつて、農林漁業及び飲食料品製造業（酒類製造業を除く。）に係るものに関する事項について次に規定する事項を記載しなければならない。

五 第十五条第三号及び第四号に掲げる業務であつて、酒類製造業及びたばこ製造業に係るものに関する事項については、農林水産大臣

六 第十五条第三号及び第四号に掲げる業務であつて、第二条第三号の政令で定める業種に属する事業に係るものに関する事項について次に規定する事項については、農林水産大臣

七 第十五条第三号及び第四号に掲げる業務であつて、農林漁業及び飲食料品製造業（酒類製造業を除く。）に係るものに関する事項については、財務大臣

八 第十五条第三号及び第四号に掲げる業務であつて、酒類製造業及びたばこ製造業に係るものに関する事項については、財務大臣

九 第十五条第三号及び第四号に掲げる業務であつて、酒類製造業及びたばこ製造業に係るものに関する事項については、財務大臣

十 第十五条第三号及び第四号に掲げる業務であつて、酒類製造業及びたばこ製造業に係るものに関する事項については、財務大臣

十一 第十五条第三号及び第四号に掲げる業務であつて、酒類製造業及びたばこ製造業に係るものに関する事項については、財務大臣

十二 第十五条第三号及び第四号に掲げる業務であつて、酒類製造業及びたばこ製造業に係るものに関する事項については、財務大臣

十三 第十五条第三号及び第四号に掲げる業務であつて、酒類製造業及びたばこ製造業に係るものに関する事項については、財務大臣

十四 第十五条第三号及び第四号に掲げる業務であつて、酒類製造業及びたばこ製造業に係るものに関する事項については、財務大臣

十五 第十五条第三号及び第四号に掲げる業務であつて、酒類製造業及びたばこ製造業に係るものに関する事項については、財務大臣

十六 第十五条第三号及び第四号に掲げる業務であつて、酒類製造業及びたばこ製造業に係るものに関する事項については、財務大臣

れぞれ、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業工学研究所及び独立行政法人食品総合研究所（以下「農業者大学校等」という。）の職員にあっては独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の、独立行政法人さけ・ます資源管理センターの職員にあっては独立行政法人水産総合研究センターの職員となるものとする。

2

この法律の施行の際現に独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人畜改良センター、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の職員となるものとする。

第三条 前条の規定により独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人畜改良センター、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・生物資源研究所、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人林木総合研究所の職員である者は、別に辞令を發せられない限り、施行日において、引き続きそれぞれの独立行政法人（独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構にあっては、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構）の職員となるものとする。

第三条 前条の規定により独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人畜改良センター、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター及び独立行政法人森林総合研究所（以下「施行日前の研究機構等」という。）に職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続いて施行日後の研究機構等の職員となり、かつ、引き続き当該施行日後の研究機構等（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第七十号。以下この項において「平成二十七年整備法」という。）第二条の規定による改正前の国立研究開発法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第百九十九号）第二条の国立研究開発法人水産総合研究所（以下「施行日後の研究機構等」という。）の職員となつた者に対する国家公務員農林水産業研究センター及び国立研究開発法人水産研究・教育機構、平成二十七年整備法附則第二条第一項の規定により解散した旧国立研究開発法人農業生物資源研究所、同項の規定により解散した旧国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究所及び独立行政法人農業・生物資源研究所、独立行政法人農業工学研究所及び独立行政法人農業・食品産業技術研究機構、独立行政法人農業・食品産業技術研究センター、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人畜改良センター及び独立行政法人水産大学校を退職した者にあっては、独立行政法人さけ・ます資源管理センターの職員として在職した後引き続いて國家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したことのみなす。

第四条 附則第二条の規定により施行日後の研究機構等の職員に対するは、国家公務員退職手当法（昭和二十二年法律第二百二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、当該施行日後の研究機構等の職員を同項に規定する特別職国家公務員とし、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したことのみなす。

施行日後の研究機構等は、前項の規定の適用を受けた当該施行日後の研究機構等の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一款に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

項目に規定する職員（同条第二項の規定により施行日の前日に在職する者を含む。）としての引き続いた在職期間を当該施行日後の研究機構等の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3

施行日の前日の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人畜改良センター、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・生物資源研究所、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構の職員となるものとする。

第三条 前条の規定により独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人畜改良センター、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・生物資源研究所、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人林木総合研究所の職員である者は、別に辞令を發せられない限り、施行日において、引き続きそれぞれの独立行政法人（独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構にあっては、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構）の職員となるものとする。

第三条 前条の規定により独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人畜改良センター、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター及び独立行政法人森林総合研究所（以下「施行日前の研究機構等」という。）に職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続いて施行日後の研究機構等の職員となり、かつ、引き続き当該施行日後の研究機構等（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第七十号。以下この項において「平成二十七年整備法」という。）第二条の規定による改正前の国立研究開発法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第百九十九号）第二条の国立研究開発法人水産総合研究所（以下「施行日後の研究機構等」という。）の職員となつた者に対する国家公務員農林水産業研究センター及び国立研究開発法人水産研究・教育機構、平成二十七年整備法附則第二条第一項の規定により解散した旧国立研究開発法人農業生物資源研究所、同項の規定により解散した旧国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究所及び独立行政法人農業・生物資源研究所、独立行政法人農業工学研究所及び独立行政法人農業・食品産業技術研究機構、独立行政法人農業・食品産業技術研究センター、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人畜改良センター及び独立行政法人水産大学校を退職した者にあっては、独立行政法人さけ・ます資源管理センターの職員として在職した後引き續いて國家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したことのみなす。

施行日後の研究機構等は、前項の規定の適用を受けた当該施行日後の研究機構等の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一款に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

す。ただし、その者が当該施行日後の研究機構等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4

施行日後の研究機構等は、施行日の前日に施行日前の研究機構等の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いて施行日後の研究機構等の職員となつた者のうち施行日から雇用保険法（昭和四十九年法律第二百六十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該施行日後の研究機構等を退職したものであつて、その退職した日まで当該施行日前の研究機構等の職員として在職したものとならば國家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しても、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

（国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置）

第五条 施行日前に施行日前の研究機構等を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用について、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究センター及び国立研究開発法人水産研究・教育センター及び国立研究開発法人水産研究・教育機構、平成二十七年整備法附則第二条第一項の規定により解散した旧国立研究開発法人農業生物資源研究所、同項の規定により解散した旧国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究所及び独立行政法人農業・生物資源研究所、独立行政法人農業工学研究所及び独立行政法人農業・食品産業技術研究機構、独立行政法人農業・食品産業技術研究センター、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人畜改良センター及び独立行政法人水産大学校を退職した者にあっては、独立行政法人さけ・ます資源管理センターの職員として在職した後引き續いて國家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したことのみなす。

施行日後の研究機構等は、前項の規定の適用を受けた当該施行日後の研究機構等の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一款に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

（労働組合についての経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）。次条において「特労法」という。）第四条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により施行日後の研究機構等の職員となる者であるものは、この法律の施行の際労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

施行日後の研究機構等は、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

第七条 第一項の規定により労働組合法の適用を受けた労働組合となつたものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（不当労働行為の申立て等についての経過措置）

施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の研究機構等がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

第八条 農業者大学校等は、この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している施行日前の研究機構等とその職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特労法第三章（第十二条から第十六条までの規定を除く。）及び第六章に規定する事項について、なお従前の例による。

（農業者大学校等の解散等）

農業者大学校等は、この法律の施行の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構がその業務を確實に実施する所及び独立行政法人林木育種センターを退職した者にあっては國立研究開発法人森林研究・整備機構の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する権利のうち、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構がその業務を確實に実施する

ために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時において国が承継する。

前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 農業者大学校等の平成十八年三月三十一日に終わる事業年度における業務の実績についての独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第三十二条第一項の規定による評価及び同日に終わる中期目標の期間（通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。）における業務の実績についての通則法第三十四条第一項の規定による評価は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が受けるものとする。

この場合において、通則法第三十二条第三項（通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び勧告は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構に対してなされるものとする。

5 農業者大学校等の平成十八年三月三十一日に終わる中期目標の期間に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が行うものとする。

農業者大学校等の平成十八年三月三十一日に終わる事業年度に係る通則法第三十八条及び第三十九条の規定により財務諸表等に関する独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が行うものとする。

6 農業者大学校等の平成十八年三月三十一日に終わる事業年度に係る通則法第四十四条规定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が行うものとする。

8 前項の規定による処理において、通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が行うものとする。

この場合において、附則第二十一条の規定による廃止前の独立行政法人農業大学校法（平成十一年法律第百八十八号。以下「旧農業者大学校法」という。）第十一条、附則第二十条の規定による廃止前の独立行政法人農業工学研究所法（平成十一年法律第百九十五号。以

下「旧農業工学研究所法」という。）第十二条及び附則第二十二条の規定による廃止前の独立行政法人食品総合研究所法（平成十一年法律第百九十六号。以下「旧食品総合研究所法」という。）第十二条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、なおその効力を有するものとし、旧農業者大学校法第十二条第一項、旧農業工学研究所法第十二条第一項及び旧食品総合研究所法第十二条第一項中「當該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の平成十八年四月一日に始まる」と、「次の中期目標の期間における前条」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第十四条」とする。

9 第一項の規定により農業者大学校等が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構への出資）

第九条 前条第一項の規定により独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が農業者大学校等の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が承継する資産の価額（同条第八項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧農業者大学校法第十二条第一項、旧農業工学研究所法第十二条第一項又は旧食品総合研究所法第十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構に対し第一条の規定による改正後の独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（以下「新研究機構法」という。）第十五条第一号に掲げる業務に必要な資金に充るべきものとして示して出資されたものとみなす。（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の役員に関する特例）

第十条 附則第八条第一項の規定により独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「特例業務」という。）に係る経理に付けては、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「特例業務勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

2 施行日前に政府及び政府以外の者から構に対し第一条の規定による改正前の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構に對し第一項の規定による改正前の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法（以下「旧研究機構法」という。）第十四条第二号に掲げる業務に必要な資金に充て示して出資された出資金に相当する金額（政府の出資金に相当する金額については、当該金額から附則第十三条第五項に規定する農林水産大臣が財務大臣と協議して定める金額を控除した額に相当する金額）は、それぞれ、政府及び当該政府以外の者から新研究機構法第十五条第三号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとみなす。（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の役員に関する特例）

第十二条 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構に、役員として、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第九条第二項に定めるもののほか、当分の間、理事二人を置くことができる。この場合において、その理事の任期は、同法第十二条の規定にかかわらず、一年とすることができる。

（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の特例等）

第十三条 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第十四条に規定する業務のほか、政令で指定する日までの間、旧研究機構法第十三条第一項第四号の規定によりされた出資に係る株式の処分の業務を行う。

3 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構は、前二項に規定する業務に附帯する業務の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行う。

4 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が権利を承継する場合における非課税）

5 施行日前に政府から独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構に對し第一項の規定による改正前の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法（以下「特例業務」という。）に係る経理に付けては、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「特例業務勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

6 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第十六条第一項から第三項までの規定は、特例業務勘定について準用する。この場合において、同条第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号。以下この項において「整備法」という。）附則第十三条第六項において準用する第三項の規定により読み替えた通則法第四十四条第一項」と、同条第六項において準用する第三項の規定により読み替えた通則法第四十四条第一項」と、「第十四条」とあるのは「整備法附則第十三条第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

7 第一項から第三項までの規定により国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が特例業務を行う場合には、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第十六条第五項中「前各項」とあるのは「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号。以下「整備法」という。）附則第十二条第六項の規定により読み替えて準用する第一項から第三項まで」と、同法第二十二条第一項第二号中「同条第四項」とあるのは「同条第四項及

び整備法附則第十三条第六項」と、同法第二十二条第一項第二号及び第四号から第六号までの規定中「又は第三号に掲げる業務」とあるのは、「若しくは第三号に掲げる業務又は整備法附則第十三条第四項に規定する特例業務」と、同法第二十五条第一号中「この法律」とあるのは、「この法律及び整備法附則第十三条第六項の規定により読み替えて準用する第十六条第一項」と、同条第二号中「第十四条」とあるのは、「第十四条及び整備法附則第十三条第一項から第三項まで」とする。

第十四条 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構は、特例業務を終えたときは、特例業務勘定を廃止するものとし、その廃止の際特例業務勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。

第二 研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構は、前項の規定により特例業務勘定を廃止したときは、その廃止の際特例業務勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。研究開発法人農業・生物系特定産業技術研究機構がした長期借入金に関する経過措置

第十五条 施行日前に旧研究機構法第十六条第一項の規定により独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構がした長期借入金については、旧研究机构法第十七条、第二十二条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二十五条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

第二十一条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 独立行政法人農業大学校法
二 独立行政法人農業工学研究所法
三 独立行政法人食品総合研究所法
四 独立行政法人さけ・ます資源管理センタ一法（罰則に関する経過措置）

第二十二条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一八年一二月一五日法律第

一〇九号）抄

この法律は、新信託法の施行の日から施行する。

附 則（平成一九年三月三〇日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年一二月二六日法律第七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成二二年五月二八日法律第三七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二三年五月二二日法律第三七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二三年五月二二日施行する。

第一 条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

第二 条 独立行政法人種苗管理センター（以下「種苗管理センター」という。）、国立研究開発法人農業生物資源研究所及び国立研究開発法人農業環境技術研究所（以下「種苗管理センター等」という。）は、この法律の施行の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）が承継する。

第三 条 第二十七条 新通則法第一条第一項に規定する個別法及び新通則法第四条第二項の規定によりその名称中に国立研究開発法人という文字を使用するものとされた新通則法第二条第一項に規定する独立行政法人が当該名称の変更に伴い受けたる名義人の名称の登記又は登録については、登録免許税を課さない。（処分等の効力）

第四 条 第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき处分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき处分、手續その他の行為とみなす。（罰則に関する経過措置）

第五 条 第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二五年六月二六日法律第六三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 一次条並びに附則第三条、第二十八条、第一百五十九条及び第一百六十条の規定
二 公布の日
（その他の経過措置の政令への委任）
（その他の経過措置）

第六 条 第一百六十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。（罰則に関する経過措置）

第七 条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条及び第六十四条の改正規定
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条及び第六十四条の改正規定
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二八年三月三十一日から施行する。

三 第四条 第二十九条に規定する研究機構が行うものとし、同条第四項前段の規定による通知及び同条第六項の規定による命令は、研究機構が受けるものとする。（研究機構による評価）

四 第三十一条 附則第三条から前条までに定めるものとし、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（人事院規則）

五 第三十二条 附則第三条から前条までに定めるものとし、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（人事院規則）

第五条 中国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項の改正規定並びに次条並びに附則第一百三十九条、第一百四十三条、第一百四十六条及び第一百五十三条の規定（公布の日）
附 則（平成二六年六月一三日法律第六七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二六年六月一三日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二十九条 この法律の施行に伴い必要な経過措置（研究機構による評価）
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二九年三月三〇日法律第八号（施行期日）

第一条 この法律は、平成二九年四月一日から施行する。

三 第三十一条 附則第三条から前条までに定めるものとし、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（人事院規則）

四 第三十二条 附則第三条から前条までに定めるものとし、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（人事院規則）

五 第三十三条 附則第三条から前条までに定めるものとし、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（人事院規則）

員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の平成十八年整備法の施行の日以後の旧種苗管理センター等の職員としての在職期間及び研究機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が同日以後に旧種苗管理センター等又は研究機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。
研究機構の役員又は職員についての通則法の適用

第八条 研究機構の役員又は職員についての通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十五条の十一における改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第七十号）第六項において「平成二十七年整備法」という。附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人種苗管理センター（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。）、旧国立研究開発法人農業生物資源研究所又は旧国立研究開発法人農業環境技術研究所（以下「旧種苗管理センター等」という。）の役員又は職員（非常勤の者を除く。以下「旧種苗管理センター等役員」という。）であつた者を含む。以下この項において同じ。）を、当該密接関係法の地位に就かることを目的

とこたせさ	とこたし	織組の者たつあ	であつた者（旧種苗管理センター等役員又は職員であつた者を含む。）
じ。）	したこと（旧種苗管理センター法等を含む。）の組織	（旧種苗管理センター等を含む。）の組織	であつた者（旧種苗管理センター等役員又は職員であつた者を含む。）
とこたし	定めるもの（離職前五年間に在職していた旧種苗管理センター等の内部組織として主務省令で定めるものを含む。）	定めるもの（離職前五年間に在職していた旧種苗管理センター等の内部組織として主務省令で定めるものが行っている業務を行う国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究所（旧種苗管理センター等を含む。）の役員又は管理	であつた者（旧種苗管理センター等役員又は職員であつた者を含む。）
とこたせさ	とこたし	のものもたつあ	であつた者（旧種苗管理センター等役員又は職員であつた者を含む。）
じ。）	（旧種苗管理センター等を含む。以下この号において同じ。）と當利企業等	（旧種苗管理センター等を含む。以下この号において同じ。）と當利企業等	であつた者（旧種苗管理センター等役員又は職員であつた者を含む。）

（罰則に関する経過措置）	（施行期日）	附 則（平成二九年四月二一日法律第一条）
（独立行政法人種苗管理センター法等の廃止）	（附則九号）抄	（附則九号）抄
第十四条 次に掲げる法律は、廃止する。	（施行期日）	（施行期日）
一 独立行政法人種苗管理センター法	附則（平成三〇年一二月一四日法律第九号）	附則（平成三〇年一二月一四日法律第九号）
二 国立研究開発法人農業生物資源研究所法	（政令への委任）	（政令への委任）
三 国立研究開発法人農業環境技術研究所法	第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること（政令への委任）	第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。（罰則に関する経過措置）
四 独立行政法人水産大学校法（独立行政法人種苗管理センター法等の廃止に伴う経過措置）	第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（経過措置）	第二条 この法律は、平成三〇年四月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。（罰則に関する経過措置）
第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第三十五条 この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（経過措置）	第三条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
一 略	附 則（令和二年一二月九日法律第七四号）抄	附 則（令和二年一二月九日法律第七四号）抄
二 第三条の改正規定、第四条の改正規定、第五条の改正規定、第六条第一項の改正規定、第二項による。	（施行期日）	（施行期日）

第十五条の改正規定及び同条の次に三条を加える改正規定、第十七条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第十八条の改正規定、第二十一条の改正規定、第三十五条の規定、第三十五条の次に二条を加える改正規定、第四十五条第一項の改正規定、第四十七条の改正規定並びに第七十四条の改正規定並びに附則第五条、第十条及び第十一条の規定 令和四年四月一日
附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）
1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日
附 則（令和六年六月二一日法律第六三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。